

内閣参質一九三第一〇六号

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員山本太郎君提出森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出森友学園への国有地譲渡と憲法第八十九条に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの「「日本で初めてで唯一の神道の小学校」となること」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であり、また、お尋ねの「当時の記憶」について政府としてお答えする立場にないが、学校法人森友学園は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人であり、憲法第八十九条における「宗教上の組織若しくは団体」には当たらないと考える。

